

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	習い事・塾代助成事業申請勧奨用住基ファイル	
行政機関等の名称	大阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども青少年局企画部青少年課（こども育成事業グループ）	
個人情報ファイルの利用目的	習い事・塾代助成事業において、対象学年の児童・生徒のいる世帯へ申請勧奨を行うために利用する。	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 生年月日、4. 性別、5. 続柄、6. 市民日、7. 個人識別符号	
記録範囲	当年度助成対象となる小学5年生から中学3年生及び、その世帯員、または次年度助成対象となる小学4年生から中学2年生及びその世帯員	
記録情報の収集方法	大阪市住民基本台帳利用承認通知に基づき、住民基本台帳情報より抽出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	大阪市習い事・塾代助成事業運営事務局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務局行政部行政課（情報公開グループ）	
	(所在地) 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種類	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	-	